

令和8年3月定例会議会

令和8年3月24日

総務教育常任委員会

資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第33号	長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	防災危機管理課	2

防災危機管理局

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第33号
所管局・課	防災危機管理課

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。）において、

- ・ 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額
- ・ 扶養に係る補償基礎額の加算額

の改定が行われたことから、本市における長浜市消防団員等公務災害補償条例においてもその改定に合わせて改正を行います。

2. 改正内容

以下のとおり改定を行います。

(1) 条例第5条第2項第1号、別表

補償基礎額表

(単位:円)

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：() 内書は現行の補償基礎額

(2) 条例第5条第2項第2号

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げます。

(3) 条例第5条第3項

扶養に係る補償基礎額の加算額について、条例第5条第3項第1号（配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））に該当する扶養親族については1人につき100円を廃止し、条例第5条第3項第2号（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）に該当する扶養親族については1人につき383円を433円に引き上げます。

3. 施行期日
令和8年4月1日

4. 新旧対照表
別紙のとおり

別紙

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者が通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者が通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に</u>該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>

新				旧			
(削る)				(1)配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)			
(1)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子				(2)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子			
(2)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫				(3)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫			
(3)60歳以上の父母及び祖父母				(4)60歳以上の父母及び祖父母			
(4)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹				(5)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
(5)重度心身障害者				(6)重度心身障害者			
4 (略)				4 (略)			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>